山形おきたま伝統野菜関連商品「トライアル販売」実施要領

第1目的

置賜農業振興協議会(以下、「協議会」)は、道の駅米沢が有する集客力及び産直・物販機能を活用した山形おきたま伝統野菜関連商品のトライアル販売を実施し、一般消費者にとって魅力的な伝統野菜関連商品の開発を促進することにより、地域の魅力の一つである伝統野菜の認知度向上、消費拡大につなげていく。

第2 トライアル販売の概要

置賜地域内の事業者等から募集した山形おきたま伝統野菜関連商品を、道の駅米沢の農産物直売所(以下、「直売所」)において1週間、株式会社アクセスよねざわ(以下、「アクセス社」という。)が委託販売を行い、そこで得られた販売状況に係る情報及び一般消費者からの評価を事業者等にフィードバックする。

第3 トライアル販売商品の要件

トライアル販売に申込みできる商品は、次の全てに該当する加工食品とする。

- (1) 山形おきたま伝統野菜を使用していること。
- (2) 主たる事業所が置賜地域内に所在する事業者または置賜地域内に居住する個人が販売または販売を予定している商品であること。
- (3) 申込時において、販売開始から原則3年以内または未販売の商品であること。
- (4) 食品衛生法及びJAS法等各種法令に定められた表示義務に対応していること。
- (5) 賞味・消費期限が1週間程度以上であること。
- (6) 常温保存が可能であること。
- (7) PL (製造物責任)保険(同等以上の賠償責任保険でも可)に加入していること。

第4 トライアル販売期間

トライアル販売を実施する期間は、令和2年2月7日(金)から2月13日(木)までとする。

第5 トライアル販売の募集・申込み

- (1) 募集期間について 令和2年1月9日(木)から1月22日(水)まで
- (2) 申込み方法について

トライアル販売に申し込む者は、募集期間内に、別添様式1に必要事項を記載のうえ、次の①~④の必要書類を添付し、下記申込窓口に持参または郵送により提出する。

- ① 登記事項証明書の写し(申込者が個人の場合は運転免許証の写し)
- ② 食品衛生営業許可証の写し(申込商品が営業許可不要のものである場合は 添付不要)
- ③ PL (製造物責任) 保険証書等の写し
- ④ 商品の写真(中身、パッケージ、食品貼付表示) ※ 上記④については、商品ごとに提出する。

【申込み先】

置賜農業振興協議会 事務局(山形県置賜総合支庁産業経済部農業振興課内)

住所: 〒992-0012 山形県米沢市金池 7-1-50

電話:0238-26-6051

※ 持参する場合は、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までに 窓口に持参すること。

※ 郵送の場合は、募集期限必着とする。

(3) 申込み可能な商品数について

申込みは、1申込者につき2商品まで可能とする。なお、記載の順序は、優先順位が高いものから記載すること。

第6 トライアル販売商品の選定

協議会は、トライアル販売の申込商品の中から以下により、トライアル販売商品を選定する。

- (1) 選定するトライアル販売商品は、10商品を上限とする。
- (2) 申込商品数が10商品を上回った場合には、抽選により選定する。
- (3) 1申込者あたりの販売選定商品数は、原則として1商品限りとする。 ただし、申込商品が10商品に満たない場合は、この限りではない。

第7 トライアル販売商品の決定

- (1) 協議会は、選定したものの中から以下により、トライアル販売商品を決定する。
 - ① 第3で定める要件を満たし、かつ、直売所での販売が困難なものでないこと
 - ② 商品の品質及び衛生管理が適正に行われていること
- (2) 協議会は、トライアル販売商品を決定したときは、速やかに申込者に通知するものとする。

第8 トライアル販売の方法

- (1) 協議会は、決定したトライアル販売商品を、アクセス社に販売委託して直売所においてトライアル販売期間中に販売する。
- (2) 委託販売に係る販売手数料(販売価格(税抜)の23%)のうち、10%相当分については、協議会が支援する。ただし、1申込者当たりの支援額の上限は5,000円とする。
- (3) 直売所で商品販売するために必要となる所定のバーコードシールの発行手数料は1枚当たり2円(税込)とし、申込者がこれを負担する。
- (4) 商品納入は、申込者が行うこととし、トライアル販売期間中の午前7時から午前8時30分までの間に販売商品を直売所に搬入し、アクセス社及び協議会の指示に従って決められた場所に陳列を行うものとする。ただし、アクセス社が特別に認めた場合はこの限りではない。
- (5) トライアル販売商品に係る苦情及び返品については、アクセス社が対処することとする。ただし、苦情及び返品によって何らかの経費が発生した場合であって、 その責が申込者に起因する場合には、原則として申込者がこれを負担する。
- (6) アクセス社は、トライアル販売期間が終了したときは速やかにトライアル販売

商品を直売所のバックヤードへ引き下げるものとし、申込者は、原則として翌朝 午前8時30分までに、これを引き取るものとする。

- (7) アクセス社は、トライアル販売期間終了後2週間以内に販売実績等について、 協議会に報告するものとする。
- (8) アクセス社は、販売実績額から販売手数料(23%)及びバーコードシールの発行手数料、並びに振込手数料を差し引いた額を申込者に支払うものとする。
- (9) 協議会は、(7) に定める報告を受けたときは、速やかに申込者に通知するとともに、(2) に定める金額を申込者に支払うものとする。

第9 一般消費者の評価の調査

- (1) トライアル販売期間中の令和2年2月9日(日)に、出品事業者及び協議会の 事務局によるトライアル販売商品の試食提供及びアンケート調査を実施するこ とにより一般消費者の評価を調査する。
- (2) 試食品の購入費用は、協議会が負担する。

第10 その他の条件等

- (1) 申込者が、次の各号の一に該当する者であることが判明したときは、当該申込者の申込を無効として取り扱う。
 - ① 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは申込みする事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営 に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認め られる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められる者
- (2) 申込者は、トライアル販売期間中において販売を中止しようとするときは、協議会の承認を受けなければならない。
- (3) アクセス社及び協議会は、トライアル販売商品において不適切な事由等が認められた場合は、その商品の販売を中止することができる。
- (4) トライアル販売に関し、この要領に定めのない事項については、アクセス社または協議会の指示に従う。

附則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

(様式1)

山形おきたま伝統野菜関連商品「トライアル販売」申込書

令和 年 月 日

置賜農業振興協議会会長 殿

企 🤄	業等	の名	称	:	
代	表	者	名	:	(FI)

道の駅米沢の農産物直売所における山形おきたま伝統野菜関連商品「トライアル販売」について、以下のとおり申込みします。

1 基本情報

(フリガナ) 企業等の名称			
担当者名	役職名	氏 名	
所在地	₸		
電話	担当者 電話	担当者 携帯電話	
FAX			
メールアドレス※			

※ メールアドレスは、㈱アクセスよねざわが販売状況を連絡する際に使用します。

2-1 申込商品①

(フリガナ)					
申込商品名					
1 21-744 1					
規格	小売価格(税抜) 円				
	平成 ・ 令和 年 月 日				
発売開始日	※ 原則、販売開始後3年以内または未販売の商品が対象				
2 4 DE + 4	使用している				
主な販売先	伝統野菜				
商品の特長					
こだわり等					
トライアル販売					
で集めたい情報	※ 一般消費者からどのような情報(味、分量、パッケージ、価格)を集めたいか、具				
	体的に記載してください。				
<i>h F</i> l	男性·女性				
ターゲット	10 歳代 ・ 20 歳代 ・ 30 歳代 ・40 歳代 ・ 50 歳代 ・ 60 歳以上				

2-2 申込商品②(申込希望が1商品のみの場合、記載不要です)

(フリガナ)						
申込商品名						
規格	小売価格(税抜) 円					
※主問払口	平成 ・ 令和 年 月 日					
発売開始日	※ 原則、販売開始後3年以内または未販売の商品が対象					
ナか服 主 ル	使用している					
主な販売先 	伝統野菜					
商品の特長						
こだわり等						
トライアル販売						
で集めたい情報	※ 一般消費者からどのような情報(味、分量、パッケージ、価格)を集めたいか、具					
	体的に記載してください。					
ターゲット	男性・女性					
ダーグット	10 歳代 ・ 20 歳代 ・ 30 歳代 ・40 歳代 ・ 50 歳代 ・ 60 歳以上					

3 添付書類 (添付する書類に〇印をつけてください)

登記事項証明書の写し(申込者が個人の場合は運転免許証の写し)	
食品衛生営業許可証の写し(申込商品が営業許可不要のものである場合は添付不要)	
PL(製造物責任)保険証書等の写し	
商品の写真(中身、パッケージ、食品貼付表示)	

置 農 振 第 号 令和 年 月 日

(申込者) 殿

置賜農業振興協議会会長

山形おきたま伝統野菜関連商品「トライアル販売」に係る 販売商品の決定について(通知)

道の駅米沢の農産物直売所における標記トライアル販売について、貴社より申込みのあった以下の商品をトライアル販売商品として決定しましたので通知します。

また、商品の販売代金については、株式会社アクセスよねざわより、ご指定の口座に振り込みいたしますので、別紙「口座振込依頼書」に記入のうえ、当協議会事務局あてにご提出くださるようお願いします。

記

商品名:

口座振込依頼書

令和 年 月 日

山形おきたま伝統野菜関連商品「トライアル販売」に係る販売代金について、下記の口座に振り込むよう依頼します。

企 🤄	業等	の名	称	:	
代	表	者	名	:	·

記

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店 支 所 出張所
口座名義 ※カタカナで記入		
(口座種別) ※該当する種別に○	口座種別: 普通・当座・その他	
口座番号 ※左詰めで記入		

※代表者名と通帳の名義人が異なる場合には、委任状の提出が必要です。 (様式任意)

置 農 振 第号令和 年 月 日

(申込者) 殿

置賜農業振興協議会会長

山形おきたま伝統野菜関連商品「トライアル販売」に係る 販売実績等について(通知)

道の駅米沢の農産物直売所における標記「トライアル販売」について、貴○より出品のあった「○○○」の販売実績等は別紙のとおりでしたので、通知します。

なお、トライアル販売に係る販売手数料については、後日、当協議会負担分として、○ ○円を指定口座に振り込みいたします。